

国立市個人情報保護条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 23 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説 明) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市個人情報保護条例の一部を改正する条例案

国立市個人情報保護条例（平成 14 年 12 月国立市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号中「第 23 条第 1 項及び第 2 項」を「第 23 条第 1 項及び第 2 項（これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。）」に改める。

第 23 条の 2 中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に、「同法第 23 条第 1 項及び第 2 項」を「番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項（これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。）」に改める。

付 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。